平成18年3月16日告示第31号

改正

平成20年4月28日告示第89号 平成22年2月26日告示第31号 平成25年5月7日告示第114号 平成31年4月11日告示第114号 令和3年3月31日告示第112号 令和3年5月26日告示第166号 令和4年3月31日告示第87号 令和5年6月5日告示第148号

我孫子市ホームページ等広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市ホームページ又は我孫子市民図書館ホームページ(以下「市ホームページ等」という。) への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の方法等)

- **第2条** 市ホームページ等への広告の掲載は、バナー広告(ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。)による。
- 2 バナー広告には、次に掲げる内容に関する広告は、掲載することができない。バナー広告から 当該バナー広告に係るホームページにリンクする場合において、当該ホームページの内容が次の いずれかに該当する場合も、同様とする。
 - (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項 に規定する風俗営業に関するもの
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市ホームページ等としての品位を損なう等市長が適当でない と認めるもの

(規格及びデザイン)

- 第3条 我孫子市ホームページのバナー広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 画面表示は、縦50ピクセル、横130ピクセルとする。
 - (2) データの形式はJPG形式又はPNG形式とし、容量は4キロバイト以内とする。

- 2 我孫子市民図書館ホームページのバナー広告の企画は、次のとおりとする。
 - (1) 画面表示は、縦60ピクセル、横155ピクセルとする。
 - (2) データの形式はJPG形式とし、容量は5キロバイト以内とする。
- 3 バナー広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 市の事業であると誤解をされるおそれのあるもの
 - (2) 市ホームページ等のイメージを損なうおそれのあるもの
 - (3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(掲載料)

第4条 バナー広告の掲載料は、我孫子市ホームページにあっては月額20,000円、我孫子市民図書館ホームページにあっては月額10,000円とする。

(掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間とし、1月を単位に、最大12月連続 して掲載することができる。

(広告掲載の募集)

- **第6条** バナー広告の掲載は、公募によるものとし、募集は、市ホームページ等及び広報あびこに より行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、広告を随時募集することがで きる。

(広告掲載の申込み及び決定)

- 第7条 市ホームページ等に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、我孫子市 ホームページ等広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入して、市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは内容を審査し、その結果を我孫子市ホームページ等広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(掲載位置及び掲載数)

第8条 バナー広告の掲載位置及び掲載数は、市長がその都度別に定める。

(掲載の優先順位)

第9条 応募のあった広告の数が、前条に規定する掲載数を超えた場合は、市内に事業所等を有する事業者又は公益法人に係る広告を優先する。

(広告掲載料の納入)

- 第10条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、 第4条の掲載料を納入しなければならない。
- 2 広告主は、広告の掲載期間に係る掲載料を、市長が指定する期日までに納入通知書により一括 して納入しなければならない。
- 3 既に納入した広告の掲載料は、返還しない。ただし、掲載料の納入後に、広告主の責めによら ない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び費用)

- 第11条 広告主は、バナー広告の原稿を市長が指定する方法により、市長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。 (広告内容に関する責任)
- 第12条 バナー広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消し、又は中止するものとする。
 - (1) 指定する期日までに掲載料を納入しなかった場合
 - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
 - (3) 広告内容その他により市ホームページ等への掲載が適当でないと市長が認めた場合 (我孫子市ホームページ等広告調査委員会)
- 第14条 市長は、バナー広告の運営に関し疑義が生じた場合に調査審議するため、我孫子市ホームページ等広告調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 企画総務部長
 - (2) 企画政策課長
 - (3) 秘書広報課長
 - (4) 行政管理課長
 - (5) 市民協働推進課長
 - (6) 商業観光課長
 - (7) 図書館長

- 3 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長に企画総務部長を、副委員長には秘書広報課長をもって充てる。
- 5 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページ等への広告の掲載について必要な事項は、 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(平成18年度における広告掲載期間の特例)

2 平成18年度における広告の掲載期間は、第5条の規定にかかわらず、5月から翌年3月までと する。

附 則 (平成20年4月28日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行し、(中略)第6条の規定による改正後の我孫子市ホームページ 広告掲載取扱要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年2月26日告示第31号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月7日告示第114号)

この告示は、公示の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市石けん利用推進協議会設置要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市ホームページ広告掲載取扱要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子インフォメーションセンター指定管理者選考委員会設置要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成31年4月11日告示第114号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、改正後の第14条第2項及び第4項の規定は、平成 31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月31日告示第112号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月26日告示第166号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第87号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月5日告示第148号)

この告示は、公示の日から施行する。